

E P A 原産地証明書の利用における 留意事項について



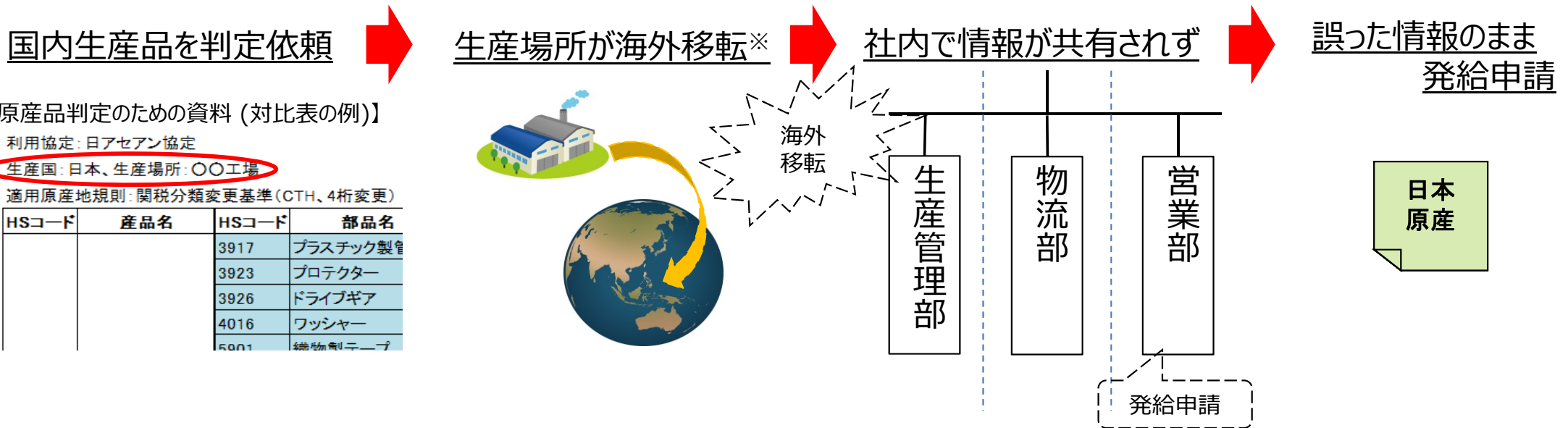
貿易経済協力局貿易管理部
原産地証明室

I 証明書の発給が取消された事例

生産場所の海外移転や、材料部品の海外調達への変更などがあり、製品の原産性を失ったにも関わらず、気づかずに原産地証明書の発給を申請してしまう事例が発生しています。

事例 1

部品メーカー A 社は、海外に生産を移管（日本原産品ではない）していたにもかかわらず、長年にわたり、原産品判定結果を見直さず、商社 B がこの判定結果を使い続けた。



※もし海外生産工場の所在地が E P A 相手国であったとしても、最終生産地が日本国内でなければ日本の原産地証明書を受給できません。（ただし日メキシコ協定の場合は判定事務所に御相談ください）

→ 原産品でなかった場合、協定及び国内法令に基づき、原産地証明書の発給の決定が取り消されます。このような場合、輸入国において追徴課税だけでなく加算税の対象となる可能性があります。

Ⅱ ミスを防ぐためのポイント

① 生産場所が日本国内であることの確認

－原産品判定時の根拠書類には、生産企業名だけでなく、工場名（生産地）の記載を

② 社内の各部門間での生産情報の共有

－製品の原産性に関する情報の変更などに気づくことのできる社内体制を

③ 原産品判定結果の定期的な見直し

－原産品判定結果を定期的に見直すよう社内でルール化を **など**



Ⅱ ミスを防ぐためのポイント ①

○原産品判定依頼準備の際に作成する「対比表」の例

作成年月日
資料作成者名

利用協定：日アセアン協定

生産国：日本、生産場所：〇〇県〇〇市□□・△△工場

適用原産地規則：関税分類変更基準（CTH、分析変更）

HSコード	産品名	HSコード	原産地	備考	
8544.30	ワイヤーハーネス	3917	プラスチック		
		3923	プロテクター		
		3926	ドライブギア		
		4016	ワッシャー		
		5901	織物製テープ		
		7318	レセプタクル		
		7318	タッピングスト		
		7318	ナット	非原産	
		8536	接続子	非原産	
		9607	ファスナー(留め具)	非原産	
		(8532)	LED	原産	サプライヤーからの資料(〇〇株式会社△△工場)
		(8544)	銅線	原産	サプライヤーからの資料(●●株式会社△△工場)
	電気導体	原産	サプライヤーからの資料(□□製作所△△工場)		

この欄の事項を記載しつつ、特に次の点に御注意ください。

1. 生産企業名だけでなく、**工場名**を記載し、
2. 最終生産地が**国内**であることを確認

(参照:『原産性を判断するための基本的考え方と整えるべき保存書類の例示』経済産業省)

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/gensanchi/roo_guideline.pdf

Ⅱ ミスを防ぐためのポイント ②

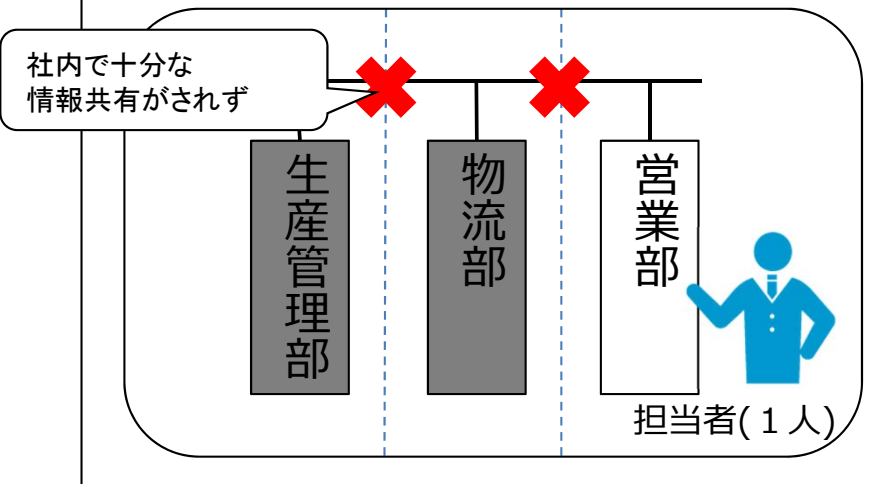
<社内体制整備の改善事例>

- ・生産場所が海外に移転していたにも関わらず
原産地証明書を発給し、取消しに至ったケース

Before

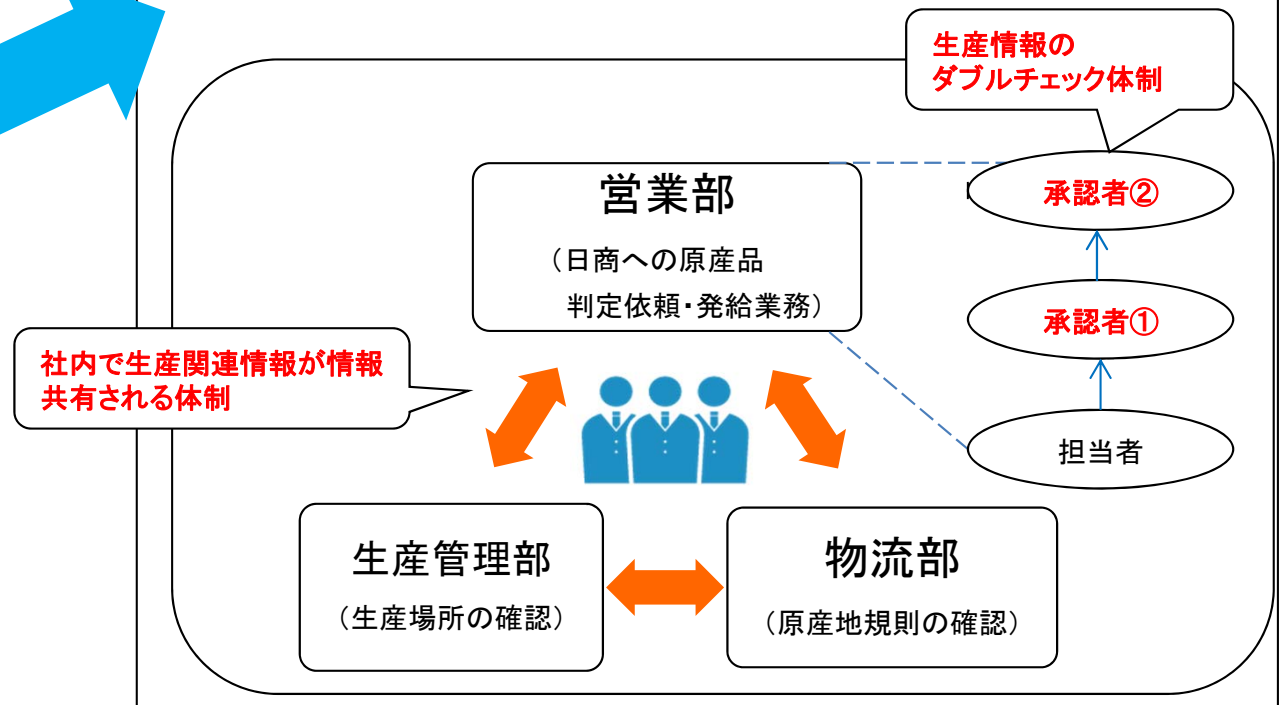
- 営業部の担当者 1 人で、原産地証明書取得に係る全ての業務を実施していた。
- 社内で上司が確認・承認する等のダブルチェックが行われる体制ではなかった。

→上司が関与せずに担当者で抱え込み、
ミスに気づかず



After

- 原産地証明書の取得に係る一連の業務を、社内で最適な部署で実施するよう処理ルートの見直しを行った。
- 営業部内で承認者 2 名設置の上、生産情報のダブルチェック体制を整備した。
- 生産活動全てに係る情報を共有する社内会議(月 1 回)に、担当管理職が参加するようにした。



Ⅱ ミスを防ぐためのポイント ②

<社内体制整備の取り組み事例>

① 社内勉強会の開催

- 原産品判定依頼業務等に対する理解と知識を高めるため、原産地証明書の依頼を受ける窓口となる全営業支店の課長・担当者を対象に、EPA社内勉強会を開催。



② EPAセミナーへの参加

- 経済産業省の委託事業や各地の商工会議所で実施のEPAセミナーに、担当者などの社員を積極的に参加させ、原産地証明制度に対する理解を促進させる。



③ 社内マニュアルの整備

- 原産地証明書取得に係る業務処理マニュアルを作成し、社内データベースにて共有していたが、社内における情報共有体制や製品の生産場所の確認に係る記述が欠如していたため、同マニュアルを改訂することで内容を改善した。



Ⅱ ミスを防ぐためのポイント ③

原産性が失われる主な原因

- ✓ 国内生産工程の海外工場への移管
- ✓ 材料や部品の原産性変更
- ✓ 為替レート、FOB価格、材料価格等の変動による原産資格割合の低下

原産性判定結果は

定期的に見直しましょう！

日本商工会議所に企業登録している
全企業宛てに年1回メール送付される注
意喚起

別添 4

あなたの会社の製品、 原産性は失われていませんか？

御社が過去に原産品であるとの判定を受けている製品については、引き続き、当該製品が原産地規則等を満たしているかどうかを、御社内で定期的に確認する必要があります。

今後、確認の結果、原産性を判断するための要素に変更が生じた場合には、原産性の有無を再検証する必要があります。必要に応じて、あらためて原産品判定を受けるようにしてください。

輸出する製品の原産性に変更が生じる主な要因は、以下のとおりです。

- ✓ 国内生産工程の海外への移管
- ✓ 材料や部品の原産性変更
- ✓ 為替レート、FOB価格、材料価格等の変動による原産資格割合の低下
※社内の生産部門や調達部門、サプライヤー等
関連するお取引先にも原産地規則等を十分に
理解してもらい、上記変更が生じる場合には
事前に情報共有できる体制を整備してくださ
い。



<参考>経済産業省資料

『原産性を判断するための基本的考え方と
整えるべき保存書類の例示』

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekika_nri/download/gensanchi/roo_guideline.pdf

【原産品判定等に関するお問合せ先】

日本商工会議所 国際部 特定原産地証明担当
電話：03-3283-7850 E-mail: tokuteico@jcci.or.jp

【経済産業省資料に関するお問合せ先】

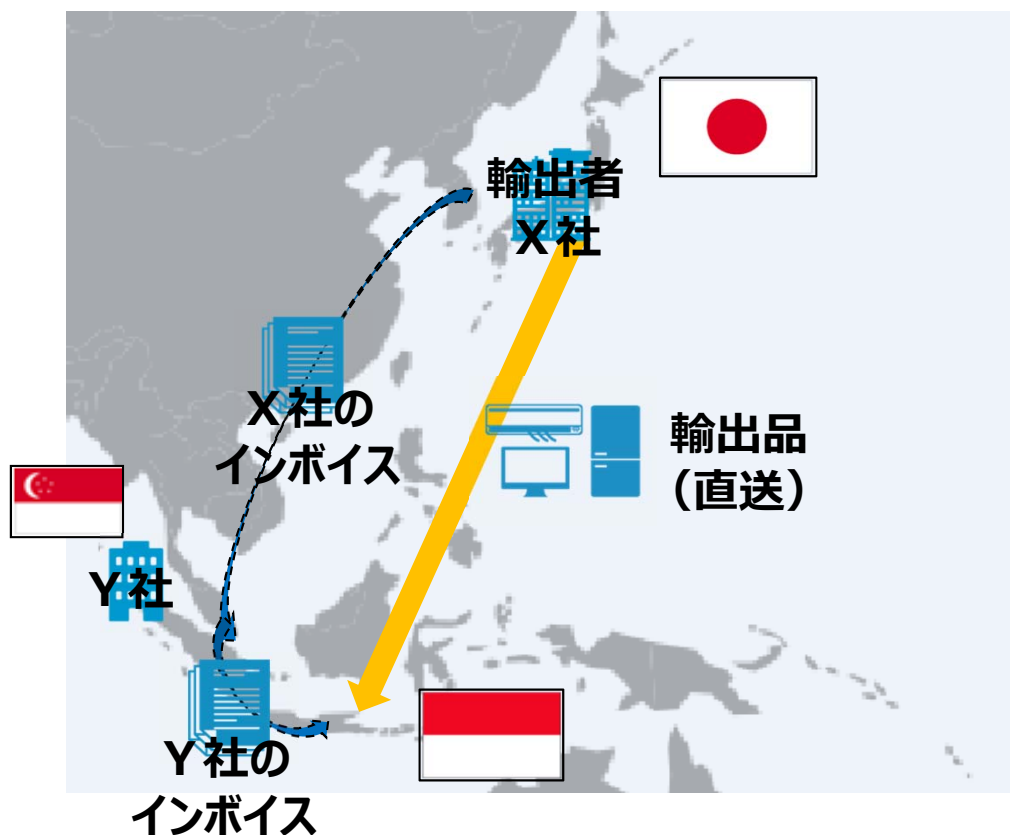
経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 原産地証明室
電話：03-3501-0539 E-mail: gensanti-syoumei@meti.go.jp

Ⅲ 記載漏れを輸入国税関に指摘された事例

原産地証明書に第三国インボイスに関する情報が記載されていないため、特惠税率が認められない事例が発生しています。

事例 2

商社 X 社は、シンガポールの関連会社 Y 社を介して、インドネシア顧客に輸出。インドネシアにおける輸入通関では、Y 社のインボイスが用いられるが、原産地証明書発給申請時に、Y 社のインボイスに関する情報を入力せず、原産地証明書を受給した。



Ⅲ 原産地証明書への必要記載事項を忘れずに

→ 第三国に所在する者が発行するインボイスを用いる場合、原産地証明書に、**第三国インボイスが発行されたこと、第三国インボイスの番号・日付・発行者名・発行者住所の記載**が必要です。

※詳細は協定により異なるので御確認ください

インドネシアなどでは、第三国インボイス情報が書かれていないことを理由に、特惠税率が認められない事例が発生していますので、忘れずに入力をお願いします。

【例：日インドネシア原産地証明書の様式】

赤枠内は理解を願っていただくための説明です。実際の証明書には印字されません。

1. Exporter's name, address and account? (欄1) 日本からの貨物を輸出する輸送者 (英文化名、住所、番号)	2. Importer's name, address and account? (欄2) インドネシアの輸入者 (英文化名、住所、番号)	3. Name of transport and mode for its journey (欄3) 輸送手段 (丸印で印字) 船積品は記載しない (欄4) 船積品の日付 (丸印で印字)	4. Gross number for commodity, marks and numbers of packages, number and kind of packages, description of goods (品名に添いで、品名、数量、包装の単位、品名、4桁品名、その他記号)	5. Performance certificate (欄5) 特許番号 輸送者名 (CA) 輸送手段 (CB) 輸送手段の記号 (CC) 輸送手段の記号 (CD) 輸送手段の記号 (CE) 輸送手段の記号 (CF) 輸送手段の記号 (CG) 輸送手段の記号 (CH) 輸送手段の記号 (CI) 輸送手段の記号 (CJ) 輸送手段の記号 (CK) 輸送手段の記号 (CL) 輸送手段の記号 (CM) 輸送手段の記号 (CN) 輸送手段の記号 (CO) 輸送手段の記号 (CP) 輸送手段の記号 (CQ) 輸送手段の記号 (CR) 輸送手段の記号 (CS) 輸送手段の記号 (CT) 輸送手段の記号 (CU) 輸送手段の記号 (CV) 輸送手段の記号 (CW) 輸送手段の記号 (CX) 輸送手段の記号 (CY) 輸送手段の記号 (CZ)	6. Quantity or weight and description (欄6) 数量 (欄7) インボイスの日付 (欄8) 備考 ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は日本の輸出者発行のインボイス番号と日付
---	--	--	--	---	--

(日本商工会議所HPより)

(欄7) インボイス番号と日付
 <記載方法>
 輸入通関にて
 ①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合
 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付
 ②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合
 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付
 ※不明な場合は日本の輸出者発行のインボイス番号と日付



原産地証明書の第7欄、第8欄には第三国インボイスの情報を記載。輸入通関時には、これに基づいてインボイスとの確認が行われる場合があります。

18. Remarks:
 (欄8) 備考
 (溯及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELYが自動印字
 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字
 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字